

県南広域振興局長告示第 88 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条第 3 の規定により、指定居宅サービス事業者の廃止について次のとおり届出があった。

平成 19 年 4 月 20 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 福祉用具貸与

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370900748	フォレストグループ福祉用具サー ビス岩手一関	一関市萩荘字境ノ神359-1	平成 19 年 3 月 31 日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370900748	フォレストグループ福祉用具サー ビス岩手一関	一関市萩荘字境ノ神359-1	平成 19 年 3 月 31 日